

西予市教育委員会告示第22号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱を制定する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

西予市教育委員会
教育長 山住 哲司

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、西予市内県立高等学校(以下「市内高校」という。)に通学する生徒を対象に、下宿、寮及び民宿(以下「下宿等」という。)を運営する者に対し、下宿等の整備費用の一部を補助することにより、下宿等の利用を希望する生徒の住環境の整備を図り、高校規模の適正化及び活性化に資することを目的として、予算の範囲内において西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内高校に通学する生徒に対し、市内に存する下宿等を提供すること。
- (2) 下宿等を適正に運営すること。
- (3) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の滞納がないこと。
- (4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市が備える住民基本台帳に登録されている者であること。

(補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる物件は、補助対象者が所有又は購入若しくは賃借

した物件で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者が当該物件の改修等を行うことができる権限を有していること。
- (2) 過去に他の制度も含め下宿等整備に関する補助事業を利用していない物件であること。
- (3) 5年以上下宿等で提供する意思があること。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 業者を利用して物件の改修等を行う場合は、原則として市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者とする。ただし、西予市と「空き家利活用の推進に向けた連携に関する協定」を締結し、かつ、当該空き家を取り扱っている業者においては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、関係書類を添えて、西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつ止むを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合は、あらかじめ西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業指令前着手届(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請)

第8条 第6条に規定する通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業変更承認申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 教育委員会は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金精算払請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 教育委員会は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 教育委員会は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金概算払請求書(様式第7号)に關係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。また、補助事業により取得し、又は効用が増加した補助対象物件については、補助金の確定を受けた日から5年間、教育委員会の承認を受けないで目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(指導監督)

第16条 教育委員会は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、教育委員会はその全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることがある。

- (1) この告示及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 事業の目的を達成するための活動がほぼ行われていないと認められたとき。
- (3) 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき又は事業が遂行できないとき。
- (4) 補助対象物件を補助金の確定を受けた日から5年間の処分制限期間内に目的外に使用し、若しくは取り壊し、又は第三者に売却したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

2 教育委員会は、前項における交付の取消しが行われた場合は、次に掲げる区分により補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前項第1号の規定に該当した場合の補助金の返還額は、交付済金額の全額とする。
- (2) 前項第2号から第4号までの規定に該当した場合の補助金の返還額は、事業開始後の期間に応じて、交付済の補助金額に次の表の返還率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、やむを得ない事情等により考慮の余地がある場合は別途協議を行うものとする。

事業開始後の期間	返還率
6箇月未満	100分の100
6箇月以上1年未満	100分の90
1年以上2年未満	100分の70
2年以上3年未満	100分の50
3年以上4年未満	100分の20
4年以上5年以内	100分の10

- (3) 前項第5号の規定に該当した場合の補助金の返還額は、別途協議により決定するものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、

補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費		補助率等	
改修に要する経費	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の合計額は50万円以上とし、補助率2/3。上限額は150万円。
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス張替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	空調設備工事	エアコン、換気システム等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)	
	設計費	設計監理やデザイン等に要する経費	
備品購入費	テレビ、ベッド、テーブル、机椅子、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫など生活に必要なもの。ただし、一般的に高価なものや嗜好性の高いものは対象外とする	補助率1/2 上限50万円	

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付申請書

年度西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業について、同補助金の交付を受けたいので、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 ¥ _____

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 市税等に未納がない証明書（西予市に納税義務を負う法人又は住所を有する個人）
- (3) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- (4) その他西予市教育委員会が必要と認める書類

2 収支予算

(収入の部)

区 分	対象経費 (円)	対象外経費 (円)	合計額 (円)
教育委員会補助金	円	円	円
その他	円	円	円
自己負担金	円	円	円
合 計	円	円	円

(支出の部)

区 分	対象経費 (円)	対象外経費 (円)	合計額 (円)
合 計	円	円	円

3 申請者

法人名 (団体名) ※個人の場合は氏名	
代表者役職・氏名 ※個人の場合は不要	
住 所	
電話番号	
メールアドレス	

4 添付資料

- (1) 誓約書
- (2) 補助対象経費にかかる見積書の写し
- (3) 申請者が補助対象物件に係る物件の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類
- (4) 登記事項証明書 (法人の場合)、開業等の届出書又は住民票の写し (個人事業主の場合)
- (5) 改修に係る物件の図面
- (6) 現況写真

誓 約 書

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業の申請時において西予市に居住していない場合は、事業完了後、1箇月以内に居住することを確約いたします。
- 2 本事業により整備等を行った物件に、補助金額の確定通知があった日から5年以上継続して事業を運営します。
- 3 本事業により整備等を行った物件を、補助金額の確定通知があった日から5年未満に取り壊し、売却等を行いません。
- 4 改修等が完了した日以後、6箇月以内に事業を開始します。
- 5 西予市教育委員会が事業の運営状況を確認するにあたって、利用状況等の報告に協力します。
- 6 本事業により整備を行った施設の運営を別の事業者に移譲する場合は、速やかに報告するとともに、当誓約の事項を引き継ぎます。
- 7 補助金交付要綱及び事業を実施する上で適用を受ける関係法令等を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、西予市教育委員会から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業指令前着手届

このことについて別記条件を了承のうえ、指令前に着手したいので、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、指令前着手届を提出します。

記

1 事業の内容

事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

2 指令前着手の理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に達しない場合においても、これらの損失は申請者が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け西予市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、内容に変更が生じたので、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 変更・中止の内容

3 変更申請額

既交付決定額 _____ 円

変更後の申請額 _____ 円

差引増減額 _____ 円

4 添付書類

- (1) 変更の内容を示す書類(変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し)
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け西予市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)の内容
- 3 中止期間(廃止の時期)

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金事業実績報告書

年 月 日付け西予市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記について完了したので、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 ¥

2 添付書類

- (1) 事業実績書 (別紙)
- (2) 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

2 収支決算

(収入の部)

区 分	対象経費 (円)	対象外経費 (円)	合計額 (円)
教育委員会補助金	円	円	円
その他	円	円	円
自己負担金	円	円	円
合 計	円	円	円

(支出の部)

区 分	対象経費 (円)	対象外経費 (円)	合計額 (円)
合 計	円	円	円

3 申請者

法人名 (団体名) ※個人の場合は氏名	
代表者役職・氏名 ※個人の場合は不要	
住 所	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページ、 SNS 等アドレス	

4 添付資料

- (1) 補助対象事業費の明細書及び支払いが確認できる書類の写し (領収書等)
- (2) 完成写真

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金精算払請求書

年 月 日付けで補助金の額の確定通知があった標記補助金について、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 交付確定額 | 円－① |
| 2 | 概算払受領額 | 円－② |
| 3 | 精算払請求額 (①－②) | 円 |

【口座振込先】

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者(請求者)と同一であること。

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号

西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定があった標記補助金について、西予市内県立高等学校下宿等施設整備促進補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額	円-①
2 概算払請求額	円-②
3 残額 (①-②)	円

【口座振込先】

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者(請求者)と同一であること。